

秋田公立美術大学学部長等選考規程

平成25年4月1日
規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第8条から第10条の2までの規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の美術学部長、附属図書館長、キャリアセンター長および国際交流センター長（以下「学部長等」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学部長等の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 次条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(選考の時期)

第3条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等の選考を行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき、又は任期が満了する前に定年により退職するとき。
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長等が欠員となったとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては辞任の申出があったとき、又は欠員となったときに速やかに学部長等の選考を開始するものとする。

(選考の基準)

第4条 美術学部長は、美術学部に所属する専任の教授のうちから選考する。

2 附属図書館長は、美術学部および大学院研究科に所属する専任の教授

のうちから選考する。

3 キャリアセンター長および国際交流センター長は、公立大学法人秋田公立美術大学定款第13条に規定する理事会の構成員1人以上の推薦があった者のうちから選考する。

(選考の方法)

第5条 学部長および附属図書館長の選考は、前条第1項又は第2項に該当する者のうち次に掲げる者を候補者とし、その中から、理事長が理事会の議を経て行う。

(1) 専任教員から選出された者 2人

(2) 理事会の構成員1人以上が推薦する者 1人以上

2 キャリアセンター長および国際交流センター長の選考は、前条第3項に該当する者のうち、理事長が理事会の議を経て行う。

3 理事長は、学部長等の選考を行った際は、速やかにその氏名を学内に公表しなければならない。

第6条 前条第1項第1号の候補者（以下「教員推薦候補者」という。）の選出は、秋田公立美術大学に所属する助教以上の専任教員（以下「選挙人」という。）による無記名投票で行う。

2 選挙人には、理事会の構成員は含まないものとする。

3 教員推薦候補者の選出に係る事務（投票事務を含む。）は、選考を行う時点で現に学部長の職にある者（第3条第1項第3号に該当する場合においては、理事長があらかじめ指名する者。以下同じ。）が總理し、事務局総務課がその事務を行う。

(教員推薦候補者の選出の指示)

第7条 理事長は、学部長等の選考を開始するときは、現に学部長の職にある者に対し、教員推薦候補者2人の選出の指示を行う。

(教員推薦候補者の選出の開始)

第8条 現に学部長の職にある者は、前条の指示を受けた日から14日以内に投票に係る告示の内容を定め、各学部等内に周知を行う。この場合において、当該告示には、投票の日時、投票の場所、投票の方法、有効投票および無効投票となる場合の定義、投票を受けることができる者の氏

名、その他投票に必要な事項を明記しなければならない。

(周知期間)

第9条 選挙人への周知は、公の場所における掲示その他の方法により行い、掲示の期間は10日以上とする。

(投票)

第10条 総務課は、定められた投票の日時の時間帯において、投票の場所に立ち会い、あらかじめ作成した選挙人名簿を用いて投票しようとする者の資格を事前に確認し、その後に投票用紙を手渡しする等、投票行為の公正を確保するに足る十分な注意を払わなければならない。

2 投票結果の集計は、投票の日時の終了後速やかに行うものとし、投票用紙の記載内容において、告示で明示した有効投票の定義に合致するか否かの判断は、現に学部長の職にある者が行う。

(教員推薦候補者の選出)

第11条 現に学部長の職にある者は、前条第2項に規定する集計後速やかに、得票数が上位の者2人を理事長に報告しなければならない。

2 得票数が同数になる等の理由により得票数が上位の者2人を確定できない場合は、現に学部長の職にある者は、その該当者のみを候補として再度投票を行うほか、必要な措置をとるものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(学部長等の選出)

2 この規程の施行の日後、最初の学部長等は、第5条第1項および第2項の規定に関わらず、理事長が候補者を選出し、任命するものとする。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以後、最初のキャリアセンター長および国際交流

センター長は、第5条第2項の規定に関わらず、理事長が候補者を選出し、任命するものとする。

附 則（平成30年3月30日規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。